

ユニット型指定短期入所生活介護事業所
ショートステイ 第3はなの里

<重要事項説明書>

社 会 福 祉 法 人
こ も は ら 福 祉 会



ユニット型指定短期入所生活介護事業所

ショートステイ 第3はなの里

<重要事項説明書>

事業所説明

令和8年1月1日現在

1. 運営主体	三重県名張市西田原 2000 番地 社会福祉法人 こもはら福祉会
2. 代表者	理事長 家里英夫
3. 施設の所在地	三重県名張市西田原 2100 番地
4. 施設の行う 他の事業	ユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム第3はなの里」
5. 開設年月日	平成23年4月1日
6. 介護保険施設の認可指定日	平成23年4月1日 (事業所番号 2471300778)
7. 職員体制	管理者・・・高岡 秀樹 (法人の行う他事業の管理者を兼務) 医師・・・非常勤1名 (特別養護老人ホームと兼務) 生活相談員・・・常勤1名、常勤兼務1名 (特別養護老人ホームと兼務) 介護職員・・・常勤13名、非常勤3名 看護職員・・・常勤1名 (介護予防事業所と兼務) 機能訓練指導員・・・非常勤1名 (特別養護老人ホームと兼務) 管理栄養士・・・常勤1名 (特別養護老人ホームと兼務)
8. 資格取得状況	社会福祉士・・・2名 介護福祉士・・・32名 看護師・・・6名 准看護師・・・1名 介護支援専門員・・・8名 管理栄養士・・・1名 (重複取得あり)
9. 協力病院	名張市立病院

事業の目的 自宅等で生活されている、要介護状態の高齢者を対象に、介護保険法の定める適正な短期入所生活介護サービスを提供し、在宅生活の自立を支援することを事業の目的とします。

運営の方針

1. 在宅介護を支えるサービスの一環として、利用者の在宅生活を重視したユニットケアを実施し、楽しんで利用してもらえる雰囲気づくりを目指します。
2. 介護する家族の支援も視野に入れて、一緒に介護を支えられるよう努めます。
3. 関係機関との連携を十分に図り、地域のニーズに答えられるサービスを提供します。

<サービス内容>

基本サービス

① 食事介助

管理栄養士の立てる献立表により、栄養や皆様の身体状況、好み等を考慮した食事をご用意いたします。食事は、体調等に問題が無ければ食堂にて摂っていただきます。ご希望により、居室での食事も可能です。

食事時間（提供時間の目安は下記のとおりですが、利用者の生活時間にあわせて調整します）

朝食	7：30～ 9：00頃
昼食	12：00～13：30頃
夕食	18：00～19：30頃

身体状況に応じた食事

主食	普通米飯、軟飯、粥、ミキサー粥、パン
副食	普通、刻み、トロミ付き、ペースト、ソフト食

② 入浴介助

身体状況に応じた各種入浴設備を利用して、週2回以上、入浴もしくは清拭をお手伝いします。

ご本人の体調によって、変更、中止となる場合があります。

パーソナルケアバス（リフト浴）・・・各階ユニット毎に設置

ミスト浴・・・2階3階4階に設置

ストレッチャーバス（寝台浴）・・・2階に設置

③ 排泄介助

皆様の身体能力に応じた形での排泄介助をいたします。排泄動作等の自立を目指す援助もいたします。

④ 機能訓練

機能訓練指導員が中心となって支援させていただきます。

⑤ 更衣・整容の介助等

ご本人が自分で着替えをすることが難しい状態であれば、朝夕の更衣のお手伝いをします。

また、起床時の洗顔など清潔で快適な生活が送れるよう、整容等のお手伝いもいたします。

⑥ 送迎サービス

ご家族等による送迎が困難な場合、自宅から施設までの移動のお手伝いをします。

送迎には、車椅子やストレッチャーでの移動が可能なリフト付車両を用意しております。

通常の営業地域（名張市内）以外への送迎は、運営規程に定める別料金を頂くことがあります。

基本外サービス

① 理髪（短期入所の利用が専門業者の来所日と合えば利用可能です）

② レクリエーション活動

③ 電気器具使用等

利用者の皆様の日常生活上に必要な支援については、その都度ご相談しながら提供できるようにいたします。

<医療体制>

名張市立病院が協力病院になっています。

<お部屋のご使用にあたって>

当施設をご利用の際に使っていただくお部屋は、全室がユニットに属した個室となっています。

お部屋の空き状況やご本人の心身の状態、あるいは諸般の事情等により、使っていただくお部屋を決めさせていただきます。

お約束

1. お部屋の定員は1名です。
2. ご夫婦で同時にご利用の場合も、基本的に、それぞれ別のお部屋をご利用いただきます。
3. サービスの提供上や安全・衛生の管理をする上で必要であれば、ご利用の居室内に立ち入り、必要な対応をさせていただきます。その場合、皆様のプライバシーの保護については十分な配慮をいたします。

お願い

1. お部屋や共用施設、敷地については、その本来の用途に従ってください。
2. 故意に、またはご本人の身体状況を踏まえても、注意をすれば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりされた場合には、自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

<禁止事項>

1. 以下に挙げる物品の持込を原則禁止とさせていただきます。

- ・ 他の方の居住空間や施設の倉庫を圧迫する量、大きさの物品
- ・ 当施設の貴重品預かり金庫に納まらない貴重品
- ・ ご本人や他の方が負傷する危険性がある物品、電化製品等
- ・ 施設に共用で設置されているもので、あえて個人で持参する妥当性がないもの
- ・ その他、施設にてお断りする物品

2. 施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は禁止させていただきます。
3. 人種、信条、宗教、習慣等の相違によって、他の方を排斥したり、その自由を侵害したりする行為は禁止です。
4. 他の利用者及び職員に対するセクハラ等の迷惑行為は禁止させていただきます。
5. 原則として全館禁煙とさせていただきますので、ご協力ください。事情により、最小限の喫煙については職員の指示に従っていただきます。
6. 飲食物の持ち込みに関して、ご家族の来所時に一緒に個室で喫食されるのは原則として自由ですが、それ以外に個室に食べ物を置くことは、保健衛生上禁止といたします。
7. 上記禁止事項に反する場合には、当施設はサービス利用の中断などの対応をとらせていただくことがあります。

<ご協力いただきたいこと>

サービス利用とサービス提供が円滑に行われるために、ご協力をお願いします。

1. サービス利用の予定を中止する場合、サービス実施日の3日前までにお申し出ください。それ以降の取り消しの場合、取り消し料を請求させていただきますことがあります。
2. 基本外サービスご利用の希望については、いつでも受け付けさせていただきます。ただし、その時点での施設の状況、関係機関の事情、急なお申し込みで対応できない場合など、やむを得ない理由にてご希望に添えないことがあります。

3. 定期通院については、ご家族等での対応をお願いします。
4. 眼鏡や補聴器、入れ歯などは本人・ご家族での保守、管理をお願いします。

<利用について>

利用条件①要介護認定により、要介護1～5の認定を受けている方

②緊急の事情で、要介護認定の結果は出ていないが出る見込みがあり利用を希望される方
利用定員 30名（介護予防短期入所生活介護の利用者を含む）

利用料金等 別紙のとおり

<緊急時の対応について>

短期入所生活介護のサービス利用中に容態急変等緊急の事態が発生した場合は、ご家族様等で受診などの対応をお願いします。

ご家族対応で通院するのが難しい場合、または休日や夜間等時間外で緊急を要する場合、ご家族や関係各位に連絡するとともに、救急車を依頼する等の対応をします。

（注）一刻を争う場合には、ご家族への連絡が前後することや、先に救急車を呼ばせていただくことがあります。

<営業について>

営業日 年中無休

受付日時 祝祭日と12月29日～1月3日を除く月～金曜日
午前8時30分～午後5時30分

入退所時間帯 午前10時～午後4時 ※この時間帯以外の入退所は、ご相談ください。

送迎実施日時 祝祭日と12月29日～1月3日を除く月～金曜日
午前10時～11時 午後3時～午後4時

※ この時間帯以外については、ご家族での送迎をお願いいたします。

<秘密の保持>

サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。また、利用者及びご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対して利用者及びご家族の情報を提供しません。

<事故発生時の対応>

短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

＜安心してご利用いただくために＞

ショートステイ第3はなの里では、サービスご利用の皆様に安心して利用していただき、事故などでご迷惑をおかけしないよう、また、非常災害時においても皆様の安全を確保できるよう、職員の研修と避難訓練を行っています。

これにより、万全の注意を払ってサービス提供に努めておりますが、万一の事故に備えて施設の保険に加入しております。

職員研修・・・月1回以上の施設内研修及び随時の外部研修

避難訓練・・・年2回以上

加入保険・・・「あいおいニッセイ同和損害保険（株）」加入

＜苦情・相談窓口＞

ご利用やサービス内容についての相談、および苦情等を受け付けるための窓口を設置しております。ご連絡をいただいた時に担当者が不在の場合には、後ほど連絡させていただきます。

午後5時30分～午前8時30分までのご相談は、夜勤等の者が受け付けて担当者に引き継ぎます。

電話番号 0595-67-1100

FAX番号 0595-67-1101

受付担当者 下猶好恵・廣嶋浩平

第三者委員 中嶋俊子 0595-65-3556

杉尾 章 0595-65-3461

苦情解決責任者 施設長 高岡 秀樹

施設の窓口の他にも、公的窓口として次の機関があります。

名張市役所 介護・高齢支援室 0595-63-7599

三重県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 059-224-8111

国民健康保険団体連合会 059-222-4165

＜第3はなの里 建物設備説明＞

種別	1室の面積 (㎡)	部屋数	種別	1室の面積 (㎡)	部屋数
個室	13.7～15.1	30	医務室・看護師室	18.6	1
共同生活室	80.3～134.1	2	調理室	208.1	1
浴室	13.6～17.3	3	リネン庫・物入れ	4.2	2
機械浴室	23.1	1	汚物室	4.2	2
トイレ	8.5	9	汚物処理室	15.8	1
多目的トイレ	17.8	1	多目的ホール	177.3	1
相談室	16.1	1	事務室	39.3	1

これら設備の一部は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業で共用しています。

重要事項説明確認書

この説明書に書かれている内容に基づき、事業者はユニット型指定短期入所生活介護サービス利用の説明を行うと共に同文書を交付しました。利用者（またはその家族等）は、事業者より受けた説明で、サービス内容について理解しました。

令和 年 月 日

事業所所在地 三重県名張市西田原2100番地

事業所名 ショートステイ 第3はなの里

説明者氏名 廣嶋 浩平

利用者 住所
(契約者)

氏名

代理人 住所

氏名

(利用者との続柄)

(利用者は署名ができないため、本人の意思を確認の上、代理署名とします。)

短期入所生活介護利用料金（重要事項説明書・別紙）

1. 介護保険対象サービス費は規定による負担割合（1割または2割あるいは3割）の額となります。

【短期入所生活介護費】（一日あたり）

（地域区分単価：名張市10.17円）

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18				
看護体制加算(Ⅲ)口	6				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18				
サービス利用単位合計	746	814	889	960	1,029
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (140/1000)	104	114	124	134	144
利用料単位合計(単位)	850	928	1,013	1,094	1,173
利用料金額(単位合計×地域単価)	8,644円	9,437円	10,302円	11,093円	11,929円
利用者負担額(1割)の目安	865円	944円	1,031円	1,110円	1,193円
	※一定以上所得者の方は、利用者負担が2割または3割となります。				

※この表の1日あたりの利用料金は、計算上端数処理して表示しています。実際の利用料金は、1ヶ月分の単位合計(処遇改善加算後)に地域区分単価を乗じた金額となります。

【送迎費用】（1回あたり）

送迎(通常営業地域内)利用料(単位)	片道	184
--------------------	----	-----

2. 介護保険の対象外サービス費は『滞在費』『食費』『日常生活用品費』『その他』です。

【滞在費・食費】

滞在費：1日 2,066円

食費：朝食350円 昼食(おやつ含む)600円 夕食550円

『滞在費』と『食費』については、利用者の所得の段階に応じて「自己負担限度額」が決められており、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」を取得された場合は、その限度額が利用者負担の上限となります。負担限度額の基準は次の表のとおりです。

利用者限度額	1日あたり滞在費	1日あたり食費
第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	(限度額) 880円	(限度額) 300円
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	(限度額) 880円	(限度額) 600円
第3段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下の人 -①	(限度額) 1,370円	(基準額) 1,000円
第3段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が120万円超の人 -②	(限度額) 1,370円	(基準額) 1,300円
通常(第4段階) 住民税課税世帯に属する人	(基準額) 2,066円	(基準額) 1,500円

※滞在費(基準額)は室料と光熱水費相当額となります。

食費は食材料及び調理に係る費用相当額となります。

入退所時等における利用食数による食費負担額

()は負担限度額

利用食数	第1段階 (300円)	第2段階 (600円)	第3段階-① (1,000円)	第3段階-② (1,300円)	第4段階
朝	300円	350円	350円	350円	350円
朝・昼	300円	600円	950円	950円	950円
昼・夕	300円	600円	1,000円	1,150円	1,150円
夕	300円	550円	550円	550円	550円
朝・昼・夕	300円	600円	1,000円	1,300円	1,500円

食事の取り消しは3日前までにお申し出ください。それ以降の取り消しの場合、食費を請求させていただきますのでご了承ください。

【日常生活品費等】

貸し出しテレビ使用料	1日	50円
持ち込みテレビ使用料	1日	40円
電気器具（電気毛布等）使用料	1品につき	1日 10円
その他必要な消耗品（おむつを除く）	本人準備を基本とする	

【その他 対象外サービス料】

理髪代	(担当の業者と協議した額)
外出支援料	(緊急又は家族が対応困難な場合などやむを得ない場合の病院等への外出付添費用) 30分ごとに1,000円 ※交通費が発生する場合は別途実費相当額
レクリエーション行事等	無料（但し、手芸材料や個人的な費用は実費の場合あり）
その他	(必要に応じて協議します)

※法制度の変更や経済状況の著しい変化など、やむを得ない場合には、上記料金を相当な額に変更することがあります。その場合は事前に内容と理由をご説明いたします。

※その他の加算

生産性向上推進体制加算Ⅱ：10単位/月

看取り連携体制加算：64単位/日（死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として）
(但し、かかりつけ医等の協力が得られる方に限る)